第百条の二　厚生年金保険の実施者たる政府が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合においては、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間を、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間とみなして、同条（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

第百一条第一項中「同法」を「昭和六十年改正法」に、「前条第三項第一号」を「第百条第三項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第百条第二項」に改める。

第百二条第三項第五号及び第六号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第百三条の二第一項の表附則第十三条第三項第二号の項下欄中「改正前の平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による」を削る。

第百五条の二第一項中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第百八条の前の見出し中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第一号ロ中「老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

第百九条中「老齢厚生年金若しくは」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）若しくは」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

第百十一条第一項から第四項までの規定中「管掌者」を「実施者」に改める。

第百十六条第一項の表旧船員保険法の項第四欄中「管掌者」を「実施者」に改め、同表旧船員保険法施行令の項第四欄中「支給されるもの」の下に「若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、「同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「平成二十四年改正後厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金（平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に改め、「第二号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の私立学校教職員共済法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第百二十一条第一項中「の規定により準用する」を「において準用する」に改め、同項の表附則第二十一条第一項の項中欄及び附則第二十一条第二項の項中欄中「又は」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は」に改め、同項中

加給年金額	加給金の額

を

同法第四十四条第一項に規定する加給年金額	旧船員保険法による加給金の額
厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する	旧船員保険法による

に改め、同条第三項の表厚生年金保険法第四十六条第一項の項中「同項」を「同条第四項」に改める。

第百二十四条第二項及び第三項第一号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第百三十二条第五号中「管掌者」を「実施者」に、「同法」を「旧地方の施行法」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二条第四号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち」に改め、「国家公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十三年法律第百二十八号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第二条第五号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第五号において同じ。）のうち」に改め、「改正前の地方公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十二号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第二条第六号中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第六号において同じ。）のうち」に改め、「私立学校教職員共済組合法（」の下に「昭和二十八年法律第二百四十五号。」を加える。